

## ■. 消費税について

本協会加盟の学校法人の消費税負担額の推移について、本協会加盟29大学の学校法人全体の消費税負担額を3カ年（平成22年度、平成23年度、平成24年度）比較で行い、年々消費税負担が増額していることが明らかとなり、平成24年度の合計は約473億1,000万円で平成23年度比4.4%の負担増となっている。

また、病院部門消費税負担額調査分析について、5カ年（平成20年度から平成24年度）比較を行い、平成24年度の消費税負担額（82病院）は346億となっている。この消費税負担額346億円と消費税納付額23億1,000万円の合計額369億1,000万円が「控除対象外消費税額」すなわち損税となる。

国の主張どおりに診療報酬に転嫁加算率として1.53%（平成元年度から平成8年度診療報酬転嫁率0.76%、平成9年以降診療報酬転嫁率0.77%）が補填されているとしても、約153億円が加盟大学附属病院の負担分となっている。

加盟大学附属病院が負担している「社会保険診療報酬に占める控除対象外消費税額の割合」は、仮に1.53%が補填されているとしても、毎年、1%程度の負担となっている。

現状の控除対象外消費税額に基づいて現行の消費税5%を消費税10%に置き換えて試算した場合、社会保険診療報酬に占める控除対象外消費税額の割合が5.2%となり、本協会加盟大学附属病院の負担額は700億円余となるため、今後の大学経営に非常に大きな影響をもたらす。そのため、医療関係各団体全体で政府並びに関係各省庁に対して適性なる補填対応を求めていく。

本協会は、国公立大学医学部附属病院における控除対象外消費税額をとりまとめ、国公立大学における診療報酬に対する控除対象外消費税の割合が、2.6%～3.2%となり、仮に1.53%補填されているとしても不足していることが明らかとなった。

現行の消費税率5%の場合、概ね672億円となり、消費税率が10%に引き上げられた場合は、1,344億円と推計される。